

居宅介護支援重要事項説明書

【令和6年4月1日現在】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：047（385）2317

担当：綿貫 通浩、福岡 真澄、多治比 津多江、平野 渚、吉田 佳代子

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

2. 明尽苑居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	明尽苑居宅介護支援事業所
所在地	千葉県松戸市金ヶ作 296 番地 1
介護保険事業者指定番号	居宅介護支援（松戸市）1271202671
サービスを提供する地域	松戸市、柏市、鎌ヶ谷市（他近隣地域、応相談）

(2) 当事業所の職員体制

	常勤	うち兼務	資格	業務内容
管理者	1名	1名	主任介護支援専門員	管理業務
介護支援専門員	5名以上	1名	介護福祉士5名	居宅介護支援業務

※ 管理者は主任介護支援専門員とします。

(3) 営業時間

営業日	平日 午前8時30分～午後5時30分
休業日	土・日（基本的）年末年始（12/29～1/3）

※ 24時間連絡体制を確保します。夜間・緊急時等の連絡先は別紙参照。

3. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

① 居宅介護支援利用の申込受付・申請代行(松戸市認定調査員による認定調査後要介護度が決定します。)

② 自宅訪問（契約・課題分析）居宅サービス開始前に契約を締結します。

「どんなことが生活上支障となっているのか」生活上の課題を検討します。

③ 居宅サービス計画書作成介護支援専門員が居宅サービス計画書を作成します。

④ 利用者への説明と同意の確認サービス計画内容を説明し、同意を確認します。

⑤ サービスの調整

複数の居宅サービス事業所の紹介を行い、居宅介護サービス計画書に位置付けた理由を説明します。

居宅介護サービス計画に位置付けられたサービスが円滑に提供されるように、各関係機関と調整後召集し利用者及びその家族の参加を基本としつつ会議を開催します。

ただし利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)の心身の状況等により主治医等の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めて会議に変えさせていただく事もあります。

⑥ 居宅介護サービス計画書 ⇒利用者の同意を得たのちに利用者と主治医及び各サービス提供事業所に交付します。

サービス利用票・別表作成 ⇒利用者へ説明の上交付します。

サービス提供票・別表作成 ⇒サービス提供事業者へ交付します。

⑦ サービス提供開始

サービス事業者が、サービス提供票に基づいてサービスを提供します。

※入院時には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関に伝えてください。

⑧ 居宅サービス計画の変更・継続

最低1ヶ月ごとにサービスの状況を確認し、変更・継続を決定します。ただし、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来ること（家族のサポートがある場合も含む）
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

- ⑨ ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から利用者下記について説明させていただきます。
前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を提示し説明に努めます。
前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を提示し説明いたします。

4. 利用料金

ケアマネジメントに要する料金、その他費用に関しては別紙を参照ください。

住民票のある市町村から全額給付されるので自己負担金はありません

又、当事業所においては要件を満たしている為、特定事業所加算Ⅱを取得しております。

特定事業所加算（Ⅱ）の取得要件

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。
- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。
- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等目的とした会議を定期的に開催している。
- (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- (5) 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- (6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例の紹介がされた場合においても支援を提供している。
- (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加している。
- (8) 指定居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- (9) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満である。
- (10) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。
- (11) 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施。
- (12) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマル含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

5 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずはお電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員が伺い、契約を締結したのちに、サービスの提供を開始します。

(2) 契約の更新

要支援、要介護認定の有効期間満了時までには特にお申し出がない限り、契約は自動更新します。

(3) サービス終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文章でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合には、終了1ヶ月前までに文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文章がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等入所された場合
- ・介護給付費でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が介護保険の非該当・要支援と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失された場合

④ 事業所の照会

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者が可能な限り自宅で、その能力に応じ自立した日常生活が営めるよう配慮いたします。
- ② 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的、効率的に提供されるよう配慮いたします。
- ③ 利用者の意思および人格を尊重し、常にお客様の立場にたって、各種介護サービスが公正、中立に提供されるよう配慮いたします。介護サービス事業所の計画位置づけに関しては別紙をご参照ください。

7 ハラスメント対策

- ① ハラスメントの観点から、職場及び業務において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針を明確にするなどの必要な措置を講じます。
- ② 利用者やご家族の方等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの著しく不当な要求を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 虐待防止対策

虐待防止について、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるよう努めるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(2) サービス利用のためのポイント

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン
研修の実施	有	年1回以上

9 サービスに関する苦情

当事業所のサービスに関する相談・苦情窓口・事故発生時

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、事故発生時、および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(受 付 担 当) 綿貫 通浩
 (苦情解決責任者) 綿貫 通浩
 (電 話 番 号) 047-385-2317

10 当事業者の概要

住所 千葉県松戸市金ヶ作296番地-1
 名称 社会福祉法人 聖心会
 事業所名 明尽苑居宅介護支援事業所
 代表者 理事長 星野進 印
 電話番号 047-385-2317
 事業内容

特別養護老人ホーム明尽苑
明尽苑ショートステイサービス
明尽苑デイサービスセンター
明尽苑居宅介護支援事業所
松戸市五香松飛台地域包括支援センター
地域密着型特別養護老人ホーム明尽苑
明尽苑ショートステイサービス別館
生活介護 ワークアシスト松飛台

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

所在地 千葉県松戸市金ヶ作296番地1
 名称 社会福祉法人聖心会明尽苑居宅介護支援事業所
 説明者 氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印